

## 多様な主体による施策評価に向けた補助事業（水環境モニタリング）の募集について

### 1 経緯

市民事業支援補助金制度では、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの部門からなるステップアップ方式の新たな補助金制度が平成 24 年度からスタートし、これまで以上に多様な活動団体への支援に取り組んでいるが、「調査研究事業区分」の活用実績が低調であるなど、より幅広い事業区分での活用も今後の課題となっている。（※県民会議(H25.5)において委員意見あり）

一方、施策評価の取組の一つである森林生態系効果把握については、平成 24 年度に効果把握手法の検討を行い、25 年度以降は実施段階に入っているが、総合的な評価を行う上で、県以外の多様な主体による施策評価の実施が望まれる。

### 2 補助金の追加の対象事業

水源環境保全・再生に関する施策評価(モニタリング調査等)に係る補助事業の募集を目的とし、「特別対策事業区分」の「その他の特別対策事業」（水環境モニタリングの実施）を、追加で募集する。

（例）植生保護柵内の生物相調査、土壌流出状況調査

### 3 専門的見地からの審査

補助事業内容の審査は、「水源環境保全・再生市民事業支援補助金の選考方法及び選考基準」に基づき実施する。

水源環境保全・再生市民事業支援補助金選考会(市民事業専門委員会)からの依頼により、施策調査専門委員会委員による、専門的見地による審査を行う。

通常開催している公開プレゼンテーションへの参加に替わり、補助金交付要綱で定められた申請書では記載できない事項(調査目的、調査内容、調査手法、調査実施体制等々)をまとめた実施計画書の提出を求め、その内容を審査し、採択・不採択を決定することとする。